

Beyond

ASAHI
Research Institute

2021. 7 vol.07

間もなく始まるインボイス制度

あさひ総研

少数株主問題について

法人版事業承継税制について③

低解約返戻金型保険等の見直し

人材確保等支援助成金

自法人を分析してみよう②

コーヒーブレイク

あさひ通信

第 192 回 田中信生先生

INFORMATION

CONTENTS

間もなく始まるインボイス制度

あさひ総研

- 01 ・事業承継
少数株主問題について
- 02 ・相続
法人版事業承継税制について③
- 03 ・税制
低解約返戻金型保険等の見直し
- 04 ・助成金
人材確保等支援助成金
- 05 ・社会福祉法人
自法人を分析してみよう②

コーヒープレイク

あさひ通信 第192回 田中信生先生

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発行いたします。

請求書発行、保存もデジタル化の時代へ



間もなく始まるインボイス制度

統括代表社員 田牧 大祐

日本の消費税にあたる間接税、Value added tax（以下、VAT）を導入している国ではインボイス制度が採用されている。VAT は、もともと戦費調達、その後の財政危機への対応としてヨーロッパを中心に広がったのであるが、課税対象や標準税率、軽減税率などは、各国の歴史、独自の政策によって違っている。VATの納税額は、売上VATと仕入VATの差額により計算するのであるが、仕入VATを控除できる要件は、課税事業者発行のインボイスの保存であり、インボイス記載の税額をマイナスするという基本設計は同じである。

この点日本の消費税制度は、一定の事項が記載された帳簿の保存に加え、区分記載請求書等の保存が要件であり、仕入業者が課税事業者であるかどうかは仕入税額控除の要件ではなかった。しかし、2023年10月よりインボイス制度が導入されることとなった。仕入税額控除は、税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者が交付する登録番号等が記載された一定の記載要件を備えたインボイスによってのみ可能となる。登録されていない消費税免税事業者の請求書に記載された消費税額は控除できないこととなる。取引業者がフリーランスや小規模な事業者である場合、これまで消費税課税事業者かどうかは、取引するかしないかの判断基準では無かった。今後個人事業主、小規模法人合わせて500万ともいわれる免税事業者の登録が課題となる。

また見落としはならないポイントがある。それは、適格請求書発行事業者登録を取り消す制度があること

だ。消費税法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合、取消の可能性もある。また、刑の執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者である場合には、税務署長は登録を拒否することができる。すなわち、消費税の脱税により刑事罰となり、登録取り消しとなると、その後、その企業の物品、サービスの販売先の企業では、消費税の仕入税額控除が出来なくなるため、取引そのものが中止される可能性が高い。脱税という刑事罰の信用失墜に加え、事業存続を左右するような大きな痛手となるであろう。

適格請求書発行事業者は、適格請求書発行情務に加え、その控除の保存が義務化される。すなわち、今後請求書は紙で発行せず、電子化してクラウドで相互に共有するという保存形式に変わっていくであろう。国税庁では、適格請求書発行事業者の登録番号をAPI連携することを予定している。事業者が1件1件請求書の登録番号が正しいか調べることは煩雑であり、会計ソフト等で自動照合することになると考えられる。

2021年10月からインボイス制度の登録申請書の受付が開始される。電子帳簿等保存法改正と相まって、この1、2年は、事業者にとって大きなデジタル化を進める年になるであろう。



少数株主問題について

中小企業は、親族のみが株主であるオーナー企業タイプが多いですが、決議の結果に影響を与えない、少数の株式を保有する「少数株主」がいるケースが多々あります。

少数株主は以下のような場合に生じます。オーナーが、モチベーションアップのために従業員等へ株式を割り当てた場合。旧商法下では、株式会社設立にあたり、7名以上の発起人による株式の引受が必要だったため、現在も発起人やその相続人が少数株主として存続している場合。地域密着の会社を設立する際に地域に方々に出資してもらった場合等です。

<少数株主の問題点>

少数株主は、出資や割当した時点では問題にならないのですが、時を経るごとに以下のような問題が起こります。

1. 株式分散や連絡先不明株主

株主が亡くなった際は、相続人に株式が引き継がれます。その相続人が株式の存在を知っていればよいのですが、または亡くなったことを株式会社が把握できればよいのですが、知らぬままに何の手続もなされないことがあります。この連続で株式が分散し、連絡のつかない株主が増えると、株式を整理するにも、手続や調査が困難となります。

2. 株主の権利

株主はたとえ少数株主であったとしても行使できる権限がいくつかあります（株主代表訴訟提起権、計算書類や株主名簿の閲覧請求権等）。株式会社を事業承継で引き継ぐ際に、既存の少数株主が残されていると、このような株主による権利行使リスクを嫌い、事業承継がスムーズに進まなくなることがあります。

<少数株主整理の困難性>

上記問題があるため、特に事業承継を検討するには少数株主整理が重要となります。しかしながら少数株主の整理には手間と時間と資金を要します。以下のような問題があるためです。

①株価の問題

少数株主から株式を買い集める際の株価をどう決めるかは難しい問題です。さらに誰が、いくらで、買い集めるのが税負担にも影響します。贈与する選択もちろんありますが、その場合は贈与税を検討しなければなりません。

②資金の問題

会社規模が大きく少数株主の持ち分割合が多い場合は資金計画が必要です。株式を買い集める資金のほか、株式の譲渡・贈与で納税が生じる場合もあります。場合によっては専門家利用のための委託費も考える必要があります。

③法務手続

株式譲渡等にあたり、事後に株式の譲渡が正当に行われていたのかがトラブルにならない様、法務手続を不備なく行い、また譲渡契約関連の資料を保管しておくことが重要となります。

少数株主がいる場合には、計画的な対策が必要です。



山形事務所
特別経営支援部
公認会計士・税理士 広川 諭

2010年新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。



法人版事業承継税制について③

前回の記事では法人版事業承継税制を適用する際の流れと要件について触れました。

何度もお伝えしていますが、この税制は先代経営者から後継者等に自社株を贈与・相続する際の税金が多額になる場合に利用すれば非常に有効な税制です。ただし、有効な税制ゆえにそのリスクは多岐に渡り、この税制を適用する前に網羅的に税制リスクを把握することが重要になります。

①まず、事業承継税制（納税猶予）適用後に右記の取消事由に該当してしまった場合、猶予が取り消されることが大きなリスクとなります。取消事由に該当すると、原則としてその事由が生じた日から2ヶ月を経過する日をもって、それまで猶予されていた納税額に一定の利子税を加えた税額を支払う必要が生じてしまいます。

なお、右記の取消事由は、中小企業の存続という趣旨のもとに定められています。

しかし、会社経営の選択肢としての組織再編等には一定の制限が加わり、今後の経営については自由度が奪われる可能性があります。また、減資をしていないか、後継者が自社株を少しでも売却していないか等、会社全体の留意事項が生じるようになるため、税制適用後は継続的なモニタリングが必要になります。

②次に、税理士等への依頼コストもある程度かかることを念頭に置く必要があります。前回の記事で触れた通り、この税制適用後5年間は毎年都道府県に年次報告書の提出及び税務署に継続届出書の提出が必要になり、その後は3年おきに税務署に継続届出書が必要になることから、書類作成コストが長期間にわたってかかります。提出書類の作成依頼費用がかかるだけでなく、管理・モニタリングまで依頼すればその費用もかかります。

③さらに、この税制（特例措置を前提）は時限立法であるため、適用した後継者からさらに次の世代の後継者に株式を贈与・相続する際には、贈与・相続税が100%猶予される税制はなくなっている可能性があります。その場合、旧制度の一般措置しか適用は出来なくなる可能性があり、税金はおおよそ53%しか猶予されないこととなります。

代表的な事業承継税制適用リスクを上記で列挙しました。次回は事業承継税制を適用した後に、先代経営者に相続がおこった際のリスクについて触れる予定です。

【事業承継税制（納税猶予）の主な取消（打切）事由】

■贈与・相続税申告期限から5年以内（経営承継期間）の取消事由

- * 事業承継税制を適用するための都道府県への報告や、税務署長への継続届出書提出を怠ったとき
- * 後継者が代表権を喪失したとき
- * 後継者とその特別関係者の議決権数が50%以下となったとき
- * 後継者以外の同族関係者の議決権が後継者のそれを超えるとき
- * 後継者が株を譲渡したとき
- * 会社分割を行い、吸収分割承継会社の株式が配当されたとき
- * 組織再編が行われ、会社の株式以外の財産が交付されたとき
- * 会社が破産したときまたは特別清算を行ったとき
- * 資産保有型会社または資産運用型会社になったとき
- * 主たる事業の売上がゼロになったとき
- * 資本金または資本準備金の額を減少させたとき
- * 非適格合併で会社を消滅させたとき
- * 非適格株式交換等で会社が完全子会社になったとき
- * 会社が非上場会社でなくなったとき
- * 後継者以外の者が黄金株を取得したとき
- * 贈与・相続の対象となった株式の議決権を制限したとき
- * 常用使用従業員の数の5年間の平均が贈与時・相続時の8割を満たさず、かつこれを満たせない理由を記載した書面を提出しないとき

■贈与・相続税申告期限から5年を経過した後も残る取消事由

- * 事業承継税制を適用するための税務署長への継続届出書提出を怠ったとき
- * 後継者が株を譲渡したとき
- * 組織再編が行われ、会社の株式以外の財産が交付されたとき
- * 会社が解散したとき、または通常清算を行ったとき
- * 会社分割を行い、吸収分割承継会社の株式が配当されたとき
- * 主たる事業の売上がゼロになったとき
- * 資本金または資本準備金の額を減少させたとき
- * 非適格合併で会社を消滅させたとき
- * 非適格株式交換等で会社が完全子会社になったとき
- * 資産保有型会社または資産運用型会社になったとき
- * 受贈者から提供された継続届出書に事実不相当が判明した場合

山形事務所
相続サポートセンター マネージャー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あさひ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。



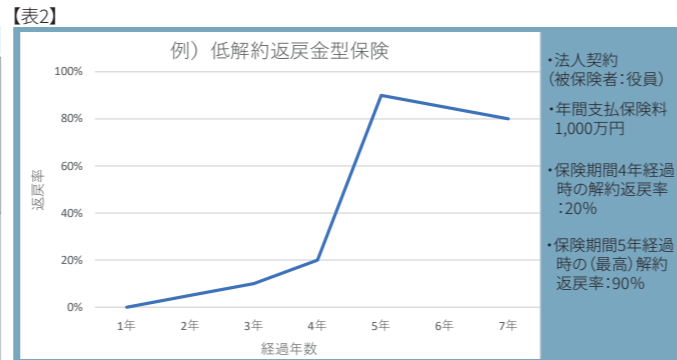


低解約返戻金型保険等の見直し

法人が加入する生命保険は、法人関係者に万が一が生じた場合に金銭面で保障し、遺された家族・従業員が不自由なく暮らすことを目的としています。それらの生命保険は、種類によって異なりますが税務上、定期保険は損金処理ができました。しかし、令和元年7月に法人向け生命保険に関する税制改正があり、解約返戻金のある定期保険等の処理が大幅に変更となりました。令和元年7月8日以降に法人が契約した解約返戻金のある生命保険の経理処理は表1の通りです（法人税基本通達9-3-5の2）。このように生命保険についての税務上の取り扱いが見直されましたが、今般、低解約返戻金型保険等についても改正がされます。

低解約返戻金型保険等とは、加入当初は解約返戻率が低く、ある一時期を境に解約返戻率が急激に高くなる保険をいいます（表2）。

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
50%超70%以下	保険期間開始の日から当該保険期間の100分の40相当期間を経過する日まで	支払保険料額に100分の40を乗じて計算した金額	保険期間の100分の75相当経過後から保険期間の終了の日まで
70%超85%以下		支払保険料額に100分の60を乗じて計算した金額	
85%超	保険期間開始の日から、最高返戻率となる期間の終了の日まで	支払保険料額に最高解約返戻率の100分の70（保険期間開始の日から、10年を経過する日までは、100分の90）を乗じて計算した金額	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後から、保険期間の終了の日まで



この保険は、解約返戻率が高くなる前に法人から個人へ名義変更をし、返戻率がピークになった際に個人が保険を解約して返戻金を受け取るという運用がされることが多くありました。法人が保険契約を役員や従業員へ名義変更をした場合は、その時点で解約したとする場合の解約返戻金の額により評価される（所得税基本通達36-37）ため、法人は譲渡損が損金計上され、個人は自己負担額を抑えて解約返戻金を受け取れるというものとなっていました。

所得税基本通達36-37の改正により、今後は低解約返戻金型保険等の名義変更時の評価方法が“解約したとする場合の解約返戻金の額”から“資産計上額”となります（ただし、解約したとする場合の解約返戻金の額より資産計上額の7割の場合）。このタイプの保険を個人に移転させるメリットはなくなるものと思われます。この改正は令和3年7月1日以後に名義変更した際に対象となります。ただし、令和元年の法人向け生命保険に係る税制改正の適用時期に合わせ、令和元年7月8日以後に締結した保険が対象となることに注意が必要です。

【現行の取り扱いと改正後の参考例】 ・年間支払保険料1,000万円 ・保険期間4年経過時の解約返戻率：20% ・保険期間5年経過時の（最高）解約返戻率：90%

	・保険料支払時の会計処理 (単位：万円)	・名義変更時の会計処理 (単位：万円)	・5年経過後解約時の 所得金額 (単位：万円)	・個人負担額
現行	支払保険料 ^{※1} 190 普通預金 1,000 保険積立金 ^{※2} 810	普通預金 ^{※3} 800 保険積立金 ^{※4} 3,240 雑損失 2,440	{4,500 - (800 + 1,000) - 50} 2 1,325	800 + 1,000 + 416 ^{※5} 2,216 ※5 所得税 + 住民税の額
改正後	同上	普通預金 3,240 保険積立金 ^{※4} 3,240 ☆支給時解約返戻金額 800(1,000×4年×20%) < 2,268(支給時資産計上額×70%)	{4,500 - (3,240 + 1,000) - 50} 2 105	3,240 + 1,000 + 15 ^{※5} 4,255

◆生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったときの課税関係

保険料負担者	保険金受取人	税金の種類
A	A	※所得税
A	B	贈与税

※保険金を一時金で受領した場合：一時所得 計算方法：{(収入 - 必要経費) - 50万円} × 1/2



山形事務所 審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



人材確保等支援助成金 －労働環境の向上を図った場合の助成金制度－

人材確保等支援助成金は、魅力ある雇用創出を図ることにより、人材の確保・定着を目的としています。この助成金は以下のコースがあります。

- (a) 雇用管理制度助成コース
- (b) 介護福祉機器助成コース
- (c) 中小企業団体助成コース
- (d) 人事評価改善等助成コース
- (e) 雇用管理制度助成コース（建設分野）
- (f) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
- (g) 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）
- (h) 外国人労働者就労環境整備助成コース
- (i) テレワークコース

上記のコースのうち (a)、(b)、(d) を紹介します。

(a) 雇用管理制度助成コース

【概要】

雇用管理制度（諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度（保育事業主のみ））の導入・実施で従業員の離職率の低下への取り組みに対して助成されます。

【助成金額】

57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）

【主な要件】

雇用管理制度の導入、離職率目標達成 等

(b) 介護福祉機器助成コース

【概要】

労働者の身体的負担を軽減するため、新たな介護福祉機器の導入等で従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成されます。

【助成金額】

助成対象費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円）

【主な要件】

介護福祉機器の導入 等

(d) 人事評価改善等助成コース

【概要】

生産性向上に資する人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることで、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成されます。

【助成金額】

80万円（離職率低下、賃金アップ、計画開始から3年後の生産性向上の要件の達成）

【主な要件】

従業員の賃金アップを含む人事評価制度を導入 等



仙台事務所
守 基一



主に事業会社及び社会福祉法人を担当
DX推進室メンバーとして、社内の業務改善も担当している。



【参考】安定性・継続性の指標

視点	No.	指標	計算式	内容	全国平均 (2019年度)	山形県平均 (2017年度) (赤字割合は全国平均)		
						介護事業 専業	保育事業専業	就労・障害 事業専業
短期安定性	①	流動比率	流動資産 ÷ 流動負債	短期支払義務に対する支払能力を示す指標。値が高いほど、短期的な支払能力が高いことを意味します。一般的に本指標の値が200%以上であることが望ましいです。	313.30%	329.48%	264.98%	390.16%
	②	当座比率	現金預金 ÷ 流動負債	現金預金による支払能力を示す指標であり、本指標の値が高いほど短期的な支払能力が高いことを意味します。	201.60%	226.95%	197.35%	244.63%
	③	現金預金対事業活動支出比率	現金預金 ÷ (事業活動支出計 ÷ 12)	現金預金残高が事業活動支出の何か月分に相当するかを示す指標であり、本指標の値が高いほど手許現金預金に余裕があることを意味します。	3.70か月	4.94か月	2.91か月	4.16か月
長期継続性	④	純資産比率	純資産 ÷ 総資産	借入金など負債に対する安全度を見る指標であり、本指標の値が高いほど、負債の支払負担が小さく、長期持続性が高いことを意味します。社会福祉法人はこの指標が高くなりながら、国庫補助金等特別積立金当の占める割合が高い場合もあり、今後の大規模修繕等の計画的な積立を確保されているかについては追加の分析が必要になります。	73.10%	65.61%	77.58%	81.37%
	⑤	純資産比率 (正味)	(純資産 - 国庫補助金等特別積立金) ÷ (総資産 - 国庫補助金等特別積立金 - 将来入金予定の設備資金借入金元金償還補助金)	純資産及び総資産に含まれる国庫補助金等特別積立金残高の影響を除外して、借入金など負債に対する安全度を見る指標です。	66.10%			
	⑥	固定長期適合率	固定資産 ÷ (純資産 + 固定負債)	固定資産の整備に関する資金調達のバランスを示す指標であり、本指標の値が高いほど、長期持続性が高いと言えます。固定資産が、返済不要な資金又は長期間にわたって返済する資金により賄われているかどうかについて、本指標の値が100%以下であることが判定の目安となります。	84.50%	84.50%	89.74%	78.14%
	⑦	固定比率	固定資産 ÷ 純資産	固定資産と返済不要な純資産とのバランスを見る指標となり、本指標の値が高いほど、資金調達の安全性が高いと見えます。	107.70%	120.64%	108.89%	89.29%
資金繰り	⑧	借入金比率	借入金残高 (※1) 合計 ÷ 総資産	総資産に対して借入金残高がどの程度あるかを示す指標であり、本指標の値が高いほど、長期持続性が高いことを意味します。	17.30%	28.05%	14.26%	9.99%
	⑨	借入金償還余裕率	借入金元利払額 (※2) ÷ 事業活動資金収支差額	法人にわたる元利返済の負担の大きさを示す指標であり、本指標の値が100%を上回る場合、事業活動による獲得資金で元利払いが賄えていないことを表し、財務安定性に問題が生じている可能性があります。	59.40%			
	⑩	借入金償還余裕率 (正味)	補助収入控除前借入金元利払額 ÷ (事業活動資金収支差額 - 借入金利息補助金収入)	補助制度の見直しによって、補助金が支給されないとした場合の元利返済の負担を示す指標です。この値が100%を下回る場合は、自己資金による借入金元利返済の償還能力が備わっていると見ることができず、	62.40%	132.58%	33.40%	42.61%
	⑪	債務償還年数	借入金残高合計 ÷ 事業活動資金収支差額	当期の資金収支差額を基準とした場合に、法人の借入金残高を事業活動資金収支差額で返済するために必要と考えられるおおよその期間を示す指標であり、借入金の償還能力を表します。年数が短いほど、償還能力が高いと言えます。	5.0年	9.6年	3.0年	2.5年
	⑫	事業活動資金収支差額率	事業活動資金収支差額 ÷ 事業活動収入計	事業活動による資金収入と資金支出のバランスを示す指標であり、資金の獲得能力を表します。本指標の値はプラスであることを要し、マイナスの場合はそのまま推移すると資金繰りに窮する可能性があります。	7.20%	7.74%	9.06%	7.60%
				(うち、赤字割合)	15.11%	10.70%	12.34%	
	⑬	事業未収金回転期間	事業未収金 ÷ (サービス活動収益計 ÷ 12)	サービスを提供してから対価としての債権を回収するまでにかかる期間を示した指標です。期間が短ければ現金化が早いことを意味します。	1.40か月	1.83か月	0.22か月	1.53か月
	⑭	事業未払金回転期間	事業未払金 ÷ [(事業費 + 事務費 + 就労支援事業費用 + 投産事業費用) ÷ 12]	サービスの提供を受けてから債務を支払うまでにかかる期間を月数で示した指標です。期間が長ければ長いほど支払までに時間的余裕があることを意味します。	2.23か月	2.15か月	2.32か月	1.87か月

※ 2019年度の各種指標はWAMNETより
2017年度の山形県平均の各種指標は一般財団法人総合福祉研究会及びメディカル・プランニング・グループ (MMPG) 共同プロジェクト「社会福祉法人経営分析 平成29年度2万法人の分析結果」の調査結果を使用
※1 借入金残高 = 短期運営資金借入金 + 役員等短期借入金 + 1年以内返済予定設備資金借入金 + 1年以内返済予定長期運営資金借入金 + 1年以内返済予定リース債務 + 1年以内返済予定役員等長期借入金 + 設備資金借入金 + 設備資金借入金 + 長期運営資金借入金 + リース債務 + 役員等長期借入金
※2 借入金元利払額 = (支払利息支出 - 借入金利息補助金収入) + (設備資金借入金元金償還支出 - 設備資金借入金元金償還補助金収入) + ファイナンス・リース債務の返済支出 + 長期運営資金借入金元金償還支出

自法人を分析してみよう② ～安定性・継続性の分析～

5月号では財務分析のうち収益性について説明しました。今月号はその続きとして、安定性・継続性について説明します。

1. 安定性・継続性

長期継続して安定的な経営を実現することができるかを見る指標になります。短期安定性、長期継続性、資金繰りといった側面から構成されます。代表的な指標は左表の通りです。

(1) 短期安定性

自法人の流動比率が何パーセントかすぐに回答できるでしょうか。流動比率や当座比率が100%を下回ると資金繰りが相当に悪化しています。中には流動比率が800%を超えている法人がありますが、それは一方では運用の機会を逃していることにもつながります。社会福祉法人では、保有制限はありますが安全性及び確実性の高い資産で運用することは認められていますので、過度な流動比率になっている場合は2月分～3月分の支出に耐えうる流動性預金を確保しておき、国債や地方債といった安全で確実な資産を活用して長期的に運用する方法もあります。

(2) 長期継続性

社会福祉法人は地域福祉サービスの基盤を担っており、経営の安定性・持続性が損なわれると利用者に影響を及ぼします。よって、長期継続性は法人運営の重要な指標となります。基本財産の財源は寄附及び国庫補助金等による場合があります。純資産比率は高くなる傾向にあります。長期的な運営のためには大規模修繕に備えて現金預金の確保や積立資産の積立などの対応が必要になります。

(3) 資金繰り

左表「⑫事業活動資金収支差額率」がマイナスの場合は資金ショートしていることを意味します。特殊な要因があれば別ですが、恒常的にマイナスの場合は本業から得られる収入より支出が上回っている状態のため、事業の継続性が危ぶまれ抜本的な改革が必要となります。

2. おわりに

社会福祉法人では拠点単位での報告を重視するあまり、縦割りな組織になりがちです。法人全体では数億円も手元資金があるのに、拠点単位ではキャッシュがないからと理事会で追加の借入を承認していませんか。もし理事会等でそのことを誰も指摘せずに承認している場合は、そのこと自体ガバナンスに問題があります。今回の安全性・継続性の観点から法人全体の効率的な法人運営を意識されてはいかがでしょうか。

【参考資料】

日本公認会計士協会 非営利法人委員会研究報告第27号
「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」(2014年7月24日 改正2018年7月18日)
中村厚 (2020)
『(計算書類から財務分析まで) 社会福祉法人のすべて』ぎょうせい
一般財団法人総合福祉研究会及びメディカル・プランニング・グループ (MMPG) 共同プロジェクト
「社会福祉法人経営分析 平成29年度2万法人の分析結果」の調査結果を使用



山形事務所 地方創生支援1部 公認会計士・税理士 葛西裕之
新日本有限責任監査法人 (現 EY 新日本有限責任監査法人) で主に金融機関の法定監査に従事。
現在は公営企業の法適化業務及び会計指導、社会福祉法人及び医療法人の法定監査に従事。

コーヒープレイク



前川本城探訪

笹谷街道の要衝川崎町にある城跡、前川本城は見応え十分な城跡である。

山形自動車道川崎インターチェンジをおりて東へ1キロほどにあり、川崎町のホームページにも案内が掲載されている。

轟川 (立野川) からたちあがる崖を利用した高台にあり、高速道路のすぐ横にあるが、林の中でその姿はまったく見えない。

伊達家家臣砂山氏の居城とのことで案内看板に記載があるが、街道や町の中心部からは離れており不便であり、その立地、規模からも戦時用の城であることは明白である。

立派な土塁に三重堀、本丸跡の平場は相当に広く、戦時には相当の人数の配置が想定されて



いたことを物語る。空堀もしっかり残っており、その規模と深さがダイレクトに感じられる。ある書籍によると奥羽関ヶ原合戦時の上杉軍との決戦に備えた伊達軍の前線基地ではないかと書かれている。

城跡巡りの良さは想像する楽しみであり、前川本城はそれに十分にちよびてくれる城跡である。

山の木々に隠れたその場所はとにかく分かりにくい。城跡入口はなお分かりにくい。最初に訪問した際は、結局城跡入口が分からず断念して帰ることになった。2度目の訪問時に入口を見つけたのであり、入り口の写真は撮影したのであるが、あえて掲載はしないこととさせて頂き、入口探しもひとつの楽しみとお伝えしたい。

統括代表社員 田牧 大祐

脱ハンコに関する税制改正に伴うあさひ会計の対応のお知らせ

2021年4月以降、税務関係書類 (法人税申告書、所得税確定申告書、消費税申告書や届出書関係等) について、原則押印が不要となりました。

これまで提出前に申告内容確認のために押印または署名をお願いしておりましたが、これに伴い提出前の申告内容については下記のいずれかの方法での確認とさせて頂きますのでよろしくお願い申し上げます。

- ① 押印や署名による従前と同じ方法での確認
- ② メールやチャットワークでのお客様からの確認した旨のメッセージ

田中信生先生

公認会計士・税理士 **半田 健一**

田中信生先生は米沢興譲教会の牧師先生だが、先生との最初の出会いは、「これ、面白いよ」と日新製薬(株)の大石俊樹社長(現会長)から頂いた、『心のおしゃれの3か条』と題した講演テープだった。

このテープは①シンプル、②ユニーク、③ハーモニーと3つの視点から生き方を説いているのだが、笑いあり、涙ありで講演を聞いた後の晴れ晴れとした爽やかさで、私自身、自分の生きざまを振り返りつつ何度元気づけられたかわからない。

講演内容を簡単に紹介しよう。

①シンプルライフ…あれもこれもと欲にとらわれるのではなく“何がなくとも大丈夫”“どこにいても満足”、過ぎ去った過去やまだ来ぬ未来ではなく“今に感謝して生きなさい”、その為には“思い切って捨てなさい”。

②ユニークな人生…横を見て比べて生きるのではなく、“自分自身に感謝し、自分自身を大切に生きなさい”。相対的なものを越えて、ユニークな自分の人生を生きなさい。その為にはどんな時でも“前向き肯定的”な生き方をしなさい。人間は“前向き肯定的”な生き方を通して最高の生き方が出来るように創られている。

③ハーモニーのある生き方…自分に感謝して生きると、人間関係がうまくなる。どんな人に対しても前向き肯定的だと、お互いに励ましあい、褒めあい、尊敬しあい、高めあうことが出来る。互いの音色を出しながら溶け合う関係、それが“ハーモニーのある生き方”。

日経新聞の最終ページに、各界の著名人が月替わりで自身の半生を振り返る“私の履歴書”が掲載されているのだが、ちょうど2年前の7月にプロゴルファーの中嶋常幸さんが寄稿していた。中嶋常幸さんは、弟からもらった田中先生のテープを試合に向かう車の中で聞き、高速道路わきの非常駐車帯で車を止めて号泣したと“私の履歴書”

で記している。

中嶋選手は父からゴルフの英才教育を受けジュニアゴルファーとして登場したのだが、あまりの厳しさに家出をし、父の死後も親不孝で冷たい男と自責の念にかられていた。しかし、田中先生の「あなたは悪くない。一生懸命生きている。自分を許してあげなさい…」という言葉に感極まったのだという。また、スランプに陥り、真綿で首を絞められじわじわと底なし沼に沈んでいくような時期に、「すべては最善のためである」という田中先生のテープの言葉が胸にすんと落ちてスランプを脱出したというのだ。

私も、社員の結婚式で挨拶を頼まれると必ず締め言葉として「万事相働きて益となる」という、田中先生に教えてもらった言葉を新郎新婦に送ることとしている。今やこの言葉は、「前向き肯定的」とともに私の座右の銘だ。

先日、1回目のコロナワクチンを打ちに行ったら(株)カスカワスポーツ社長の粕川治子さんとお会いした。エッ!粕川さん65歳以上?と若々しいのにびっくりしたのだが、その日の夜、倫理法人会のイブニングセミナーで田中先生がお話しされるとお誘いを受けたので聞きに行った。

テーマは「どんな時でも大丈夫。あなたの人生はあなたの言葉で出来ている。逆境のときこそポジティブな言葉を使いなさい。“大丈夫”の方から“今”を見なさい。横を見ないで縦を見なさい。自分を褒めて励まし、未来を描き、夢を見なさい。描いたものが自分のものになりますという教えだった。

会場で熱心にメモを取っていると田中先生が私を見つけ、「私のライバルがいる。こっそり聞いているんだものねえ。」いつもの茶目っ気でいたずらをするものだから、会場の皆さんが私の方を凝視することとなった。「この人は稲盛教で…」と尊敬する田中先生に紹介までしていただき光栄に存じた次第である。

SEMINAR

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催/日本M&Aセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

参加費：無料

◎各会場先着5名様限定、完全予約制



お申し込みHP

【山形】7月12日(月)

①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

【仙台】7月14日(水)

①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

※Zoom 利用した WEB 形式の面談も可能です。

『経営者のための DX セミナー』

DXの取組が企業競争力に圧倒的な差をつけます。RPAやAIなど、最新のテクノロジーを活用することで、会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとのRPA導入の実例を紹介します。RPAの活用で、圧倒的な生産性向上が実現できます。

参加費：お一人様 ¥3,000

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業DXなど

講師：株式会社ASAHIAccountingRobot 研究所 柏倉佑美
税理士法人あさひ会計 DX推進チーム 渡部竜次



お申し込みHP

【山形】

8月18日(水) 14:00～15:30

9月15日(水) 14:00～15:30

【仙台】

8月20日(金) 14:00～15:30

9月17日(金) 14:00～15:30

※新型コロナウイルス対策として、参加者の十分な距離の確保のため、8名様限定とさせていただきます。

『相続個別相談会』

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

参加費：無料

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とご親族様に限定させていただきます。



お申し込みHP

【山形】1回目/10:00～、2回目/14:00～

7月15日(木) いずれも1時間程度

8月20日(金)

山形相続サポートセンター
☎ 0120-652-144

【仙台】1回目/10:00～、2回目/14:00～

7月15日(木) いずれも1時間程度

8月20日(金)

宮城相続サポートセンター
☎ 0120-954-883

『実践型 5ヶ年経営計画書策定講座』

コロナ禍で会社経営に不安を感じている経営者の皆様へ、経営の道しるべ(経営計画)を作ってみませんか。目指す将来像(夢・ビジョン・資金繰り)についてじっくり考え、納得がいくまでシミュレーションしながら経営計画を作り上げていく実践型研修です。

参加費：お一人様 ¥88,000
追加1名につき ¥11,000一社限定!
早い者勝ち!!

お申し込みHP

【仙台】9月7日(火) 9:30～18:00



山形事務所 応接棟

Beyond vol.07

2021年7月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>